

## T + 2 化の実施日の決定に係る手続等について

2018年10月5日  
証券受渡・決済制度改革懇談会  
株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG

証券受渡・決済制度改革懇談会及び株式等の決済期間短縮化に関する検討ワーキング・グループ（以下「T + 2 WG」という。）においては、2018年5月、株式等の決済期間T + 2化（以下「T + 2化」という。）の実施予定日を2019年7月16日（火）（約定分）とすることを決定した。

今般、証券受渡・決済制度改革懇談会及びT + 2 WGにおける審議の結果、T + 2化の実施日の決定に係る手続等について、下記のとおり決定した。

### 記

#### 1. RTの成否判断等に係る手続について

- ① 業務確認テスト／総合運転試験（RT）<sup>1</sup>の各サイクル終了後、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構は、RT参加者から、自社のRTの結果について報告を受ける。
- ② T + 2 WGは、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構から、RTの結果について報告を受ける<sup>2</sup>。
- ③ T + 2 WGは、上記②の報告を踏まえ、別紙「RTの成否判断の基準について」に基づき、RTの成否判断を行う<sup>(注)</sup>。

(注) T + 2 WGは、RTの判断結果が「否」である場合、その原因が実施予定日（2019年7月16日（火））までに回復する見込みがないかについて同時に判断する。回復する見込みがない場合、2019年7月16日（火）に代わる新たな実施予定日を設定する<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構では以下のスケジュールでT + 2化の実施にあたり業務確認テスト／総合運転試験（RT）の各サイクルを実施する予定である。

業務確認テスト：2018年12月8日、9日、16日、23日

RT1：2019年1月12日、13日、27日、2月10日、24日

RT2：2019年3月2日、3日、17日、4月7日

RT3：2019年5月25日、26日、6月2日、16日

<sup>2</sup> 原則として、RT2終了後速やかにRT2までの結果について報告を受ける予定である。

<sup>3</sup> 実施予定日の直前に3連休以上を確保するため、2019年9月17日（火）を想定の上、T + 2 WGにおいて新たな実施予定日を検討する。

## 2. T + 2 化の実施日の決定に係る手続について

- ① T + 2 WGは、上記1. におけるRTの成否判断の結果等を踏まえて、T + 2 化の実施日を決定する（実施予定日のT + 2 化実施を決定する）。
- ② 東京証券取引所、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構（以下「インフラ機関」という。）並びに日本証券業協会は、T + 2 化の実施日について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

## 3. システム移行作業に係る手続について

- ① 日本証券クリアリング機構は、2019 年7月14日（日）に行うシステム移行作業の状況を確認する。
- ② インフラ機関及び日本証券業協会は、当該確認結果について、ホームページに掲載する等の方法により速やかに市場参加者に周知する。

(別紙)

## R Tの成否判断の基準について

2018年10月5日

R Tの成否判断の基準は、下記のとおりとする。

### 記

以下のいずれかに該当する場合、R Tの判断結果を「否」とする。

それ以外の場合、R Tの判断結果を「成」とする。

- ① 日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構のシステムに問題が生じたため、R Tを完結することができなかった場合\*
- ② 相当数のR T参加者がR Tを完結することができなかった場合\*
- ③ その他、R Tの結果等に照らして、株式等の決済期間T + 2化を実施することに特段の支障があると認められる場合

以 上

---

\* 予備のR Tとして位置づけているR T 3等において問題解決等が行われることにより、稼働に支障がないと見込まれる場合を除く。